

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	後期高齢支援・国民年金システム標準化対応委託業務
発注課	保険企画課
選定事業者	株式会社日立製作所 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p><input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第（ ）号</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（1）号</p> <p>【具体的事由】</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化とは、本市を含む全国の自治体が、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている施策である。本市の後期高齢者医療制度及び国民年金業務においても、この法令上の要請に基づき、令和9年度までにパッケージシステムを導入し、標準システムへの移行を完了させることとされている。</p> <p>本業務は、総務省作成の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に示された「移行フェーズ」として、データ移行や各種テスト等、標準システムの安定稼働に不可欠な作業を行うものである。</p> <p>令和5年度に情報システム部が、政令指定都市に標準化対象業務システムの納入実績があるベンダ31社に対し実施した情報提供依頼（以下「RFI」という。）の結果、後期高齢者医療制度及び国民年金業務については、上記事業者からのみ、所定の期限までに標準準拠パッケージ（以下「標準準拠システム」という。）を本市に提供可能である旨の回答があった。本市としては、当該回答結果を踏まえ、後期高齢者医療制度及び国民年金業務については、上記事業者が提供する標準準拠システムが唯一本市への対応が見込める標準システムとして、移行準備作業等を進めてきたところである。</p> <p>この度、標準準拠システムの移行作業を進めるにあたり、前回のRFIから一定期間が経過し、各ベンダの状況が変化している可能性を考慮し、令和7年度に改めて公正確保の観点から市場性の再確認を実施した。具体的には、令和9年度までに標準準拠システムの提供が可能なベンダの有無を調査するため、後期高齢者医療制度では、過去10年の間に、政令指定都市に対応した後期高齢者医療制度又は国民健康保険業務のシステム納入実績のあるベンダに対し、また、国民年金業務では、過去10年の間に、政令指定都市に対応した国民年金業務のシステム納入実績のあるベンダに対し、再度RFIを実施した。その結果、前回の結果と変わらず、本市に対し当該システムを令和9年度に提供可能である旨の回答があったのは、上記事業者からのみであった。</p> <p>本業務の遂行には、政令指定都市特有の大規模なデータ処理及び複雑な関連システムとの連携を、限られた期間内に完遂させる高度な技術力が求められる。上記事業者は、現に他の政令指定都市においても標準化移行業務の導入・稼働実績を有しており、大規模自治体の要件を充足する知見を有していると判断される。</p> <p>以上のとおり、再度の調査においても本市が求める業務規模での稼働及び令和9年度までの完全移行を確実にかつ具体的に提案した事業者は上記事業者のみであり、他事業者による代替は困難であることが客観的にも確認された。</p> <p>以上の理由から、上記事業者を特定随意契約の相手方に選定するものである。</p>	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

決定日	2026年4月13日
-----	------------